

日立市水道事業給水条例及び日立市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日立市水道事業給水条例及び日立市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月5日提出

日立市長 小川春樹

(提案説明)

水道料金及び下水道使用料の徴収方法に指定納付受託者による納付の方法を加えるため、本条例を制定するものであります。

日立市水道事業給水条例及び日立市下水道条例の一部を改正する条例

(日立市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 日立市水道事業給水条例(昭和36年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第31条中「又は納入通知書」を「、納入通知書又は指定納付受託者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。)による納付」に改める。

(日立市下水道条例の一部改正)

第2条 日立市下水道条例(昭和47年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「又は納入通知書」を「、納入通知書又は指定納付受託者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。)による納付」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

参 考

改 正 要 旨

- 1 クレジットカード決済の導入に当たり、水道料金及び下水道使用料の徴収方法に指定納付受託者による納付の方法を追加することとした。

※ 指定納付受託者

地方自治法の規定に基づき、納付者からの委託を受け、地方公共団体に歳入等を納付する者